

午後1時30分 開会

議長 ただいまの出席委員は12人中9名です。定足数に達しております。第15回新城市農業委員会を開会します。
日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め指名いたします。
1番委員、2番委員 にお願ひします。
次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長 はじめに、第67号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第67号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転5件、地上権設定1件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。
農業従事者は、本人と妻がおり、農作業歴は40年・38年で、年間従事予定日数は180日・60日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は17,302㎡です。権利取得後は、里芋、さつま芋、スイカの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために地上権の設定をするものです。本申請と併せて、農地法5条で支柱部分の一時転用の申請が出てきています。
地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、農地の所有者である耕作者はパネルの下部でククラゲを作付けし、申請地を耕作しています。
営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置していますが、日陰部分についても営農に問題はないと思われます。また現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものではなく、権利の設定には問題ないと考えます。

申請番号3番。譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、本人と夫がおり、本人の農作業歴は共に3年、年間従事予定日数は150日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自転車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は1,498㎡です。権利取得後は、水稻・果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。
以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番。譲受人の新規就農のため、売買により所有権移転するものです。
農業従事者は、本人と妻がおり、農作業歴は共に0年、年間従事予定日数は150日・200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,845㎡です。権利取得後は、水稻、蔬菜、果樹、筍の作付けを予定しており、周

辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番。譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は共に40年・30年、年間従事予定日数は150日・120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は12,352.32㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号6番。譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・弟がおり、農作業歴は6年・4年、年間従事予定日数は100日・200日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は8,614㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上、申請番号1番から6番について、許可することを原案といたします。

第67号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

担当地区委員は何か補足等ございませんか。

補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、発言のある方は挙手をお願いします。

2番委員

6番の申請で水稻の作付けをするとのことですが、農地の譲受人の方が全く水稻の作付け未経験とのことでした。そのため、一度保留としておりましたが、地区で譲受人の指導等を行うとして耕作できると確認しております。

議長

それでは、採決を取りたいと思います。第67号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

議長

賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長

つづいて、第68号議案の農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

第68号議案について説明させていただきます。議案書5ページをご覧ください。転用1件です。議案書6ページをご覧ください。

番号1番。申請者、申請地記載のとおり。

申請地を駐車場用地として転用するものです。当該地は農地法の手続きが未済で土地利用をしていたことから、始末書が添付されています。

農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。

「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします

次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場・宅地敷地としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われま

	<p>以上、第 68 号議案 1 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。第 68 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p>つづいて、第 69 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 69 号議案について説明させていただきます。議案書 7 ページをご覧ください。所有権移転 6 件、賃借権設定 1 件、使用貸借権設定 2 件の計 8 件です。議案書 8 ページをお開きください。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。</p> <p>申請番号 1 番。使用貸借権を設定し、駐車場・進入路へ転用するものです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地近接し、その一団となる農地の規模が概ね 10ha 未満である農地」と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は自己資金で預金通帳の写しが添付されています。排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま</p> <p>申請番号 2 番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、波板を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新都市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、国の固定価格買取制度を利用しないノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま</p> <p>申請番号 3 番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、土堰堤を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新都市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、国の固定価格買取制度を利用しないノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま</p> <p>申請番号 4 番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③と判断しました。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。</p>

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、浸透施設を設置し、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新都市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、国の固定価格買取制度を利用しないノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま。

申請番号5番。売買により、進入路の隅切りへ転用するものです。当該地は農地法の手続きが未済で土地利用をしていたことから、始末書が添付されています。農地区分は、駅から300m以内の区域にある農地であることから、第3種農地と判断しました。第3種農地であるため、許可ができる案件です。次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、進入路の隅切りとしての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地への影響はないものと思われま。

申請番号6番。売買により、居宅敷地へ転用するものです。現在の居宅の一部が農地へ越境していたことから、始末書が添付されています。農地区分は、区分表の第2種農地③と判断しました。「住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するもの」に該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額借入金で金融機関からの融資証明書が添付されています。排水方法や被害防除計画は適切であり、他法令も調整中であるため、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま。

申請番号7番。賃借権設定により、営農型発電設備の支柱を設置のために一時転用するものです。下部農地ではキクラゲ栽培を主に行う予定です。農地区分ですが、区分表の上段、農用区域内農地に該当します。「一時的な利用かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」ものに該当しますので農用地の許可基準を満たします。

転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で通帳の残高の写しが添付されています。支柱構造については、最低地上高1.4m、最高地上高1.6mですが、キクラゲを効率的に栽培するための遮光率を保つことが出来る高さであり、キクラゲ菌床を覆う透明マルチも収まります。また重機を使用しないために栽培作業に支障のない高さでもあります。

栽培収量の根拠については、■■市にて行った試験栽培実績に基づきます。2kg 1菌床あたり2.2kgが収穫できる結果となり、年間収穫量が10aあたり約200kgを見込みがあるため、知見を有する者から地域平均単収と比較して8割以上の収量が確保されるという意見が付されておりま。出荷先については、■■■■株式会社へ加工用として卸す計画です。

また、他法令調整や計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法に・日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。

他法令も調整中であり、新都市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。これらは全て再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた案件です。以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま。

申請番号8番。売買により、太陽光発電パネル設置に転用するものです。農地区分ですが、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、お手元の農地区分表の最下段、第2種農地「上記のいずれにも該当しない農地」と判断しました。いずれの案件も「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金計画は全額自己資金で預金残高証明書が添付されています。排水方法については、敷地内浸透を予定していますが、隣接地へ雨水が流入しないよう対処する計画で被害防除計画は適切であります。また、他法令も調整中であり、新都市太陽光発電設備の設置手続に関する条例による届出書が提出されています。こちらは、ノンフィット案件ですが、経産省より小売電気事業者認定された事業者との売電契約が締結なされています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま。

	第 69 号議案 8 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
1 2 番委員	前回に引き続き、きくらげ栽培の営農型太陽光の案件は愛知県のほうで審議は進んでいますか？愛知県のほうからの回答は戻ってきていますか？
事務局	愛知県では現在も審議中の案件になります。
2 番委員	数回議論しているが、今般の段階ではどのような判断をしていけばよいのか？ 基準が定まらず、今後も同じような案件が出てきた際に判断に困ってしまうのですが。
事務局	許可が下りれば、判断できる基準が明確になっているので。その基準に沿えばよいかと思えます。今回は許認可がまだの状況ですので、前回と同様の意見、農業委員会としての疑義が生じるという意見を付して上申することになります。
議長	最終的には、国や県からの判断にゆだねるという形です。 12 番委員や 2 番委員にも発言があったように、疑義は残ると思いますが、今回も県に上申していくことで、判断いただければと思います。そのほかにごございますか？
議長	ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。 第 69 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 70 号議案の改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程による利用集積計画案に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは第 70 号議案について説明させていただきます。 改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 所有権移転 2 件、使用貸借権設定 22 件、賃借権設定 22 件（解除条件付きを含む。）であり、そのうち 31 件が新規設定です。 (議案書のとおり説明。) 最後に農林業公社しんしろが行う農地所有者代理事業による所有権移転の案件で、要件に合致した場合に、公社が農業者に代行して手続を行います。要件としては、市の基本計画である農業生産の基礎となる優良農地の確保や、効率的かつ安定的な農業経営体の育成や強化があります。特に所有権移転に関しては、農用地の集団化を図るために必要な場合であることや地域の農業者との連携が図られていることなど必要な条件を満たす場合に限られています。 (議案書のとおり説明。) 以上、番号 1 番から 4 6 番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、 第 70 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
3 番委員	申請番号 1 4 番から 2 5 番は耕作者がお亡くなりになり、公社に相談したところ、■■■■株式会社の子会社がマイコス菌を使った実証実験をしているとのことで、こちらで実証実験を試みるということになりました。

議長	作手でも■軒はマイコソ菌を使った農法をされている方もいます。雑草の繁茂も心配ではあるようですが、まずまずの出来であるようです。
議長	ただいまから質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) 賛成多数と認め、該当番号については、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第71号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは第71号議案についてご説明いたします。 議案書20ページをお開きください。農業振興地域の整備計画見直しについて、今回は除外が2件になります。 議案書21ページをご覧ください。合わせて、別添の農用地区の位置図資料をご覧ください。</p> <p>番号1番、別添図版は1ページからになります。 申し出者、申し出地は記載のとおり。 この案件は、■■地内の田1筆、1601㎡のうち227㎡を分家住宅として申し出るものになります。 申し出者は市内のアパートに妻と子の3人で暮らしておりますが、今後の生活設計を考え、住宅を建築することにいたしました。 夫婦には所有する土地がなかったため、実家に相談したところ、申出者の祖父母から提供してもらえらることとなりました。 土地の選定にあたっては、集落及び排水先があること。十分な面積があること。耕作に支障が生じないこと等を検討し、当該地を選定しております。 集落に接続し、周辺農地への影響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。</p> <p>続きまして、番号2番、別添図版は6ページからになります。 申出者、申出地記載のとおり。 この案件は、■■地内の畑1筆、1,763㎡のうち19㎡を進入路とする申し出になります。 申出者は、現在、■■地内に住んでおります。申出地の隣地に申出者の両親が住んでいた実家があり、両親が他界したことにより財産整理を進める中で、申出地を実家進入路として平成元年頃より利用してしまっていることが判明し、今回、是正を兼ねて申し出るものです。 今後も実家を管理していくのに、本申出地の利用は必要不可欠であり、申出地の所有者とも話が来ています。 以上のことから、周辺農地への影響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。</p>
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご意見等もないようです。採決を取りたいと思います。 第71号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。

議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案書のとおり説明)
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議長	ご意見等ないようです。 これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。
議長	以上をもちまして、第 15 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
	午後 2 時 40 分議長は本会の閉会を宣した。